

コンビニ交付サービスに関するQ & A

Q 1. コンビニ交付サービスは、どこに行けばいいですか？

A 1. 全国のコンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのうち、証明書の発行ができるマルチコピー機が置いてある店舗で利用することができます。
利用できる店舗情報は、市HPのリンク先で検索ください。

Q 2. いつでも利用できますか？

A 2. 土曜日、日曜日、祝日を含め毎日、午前6時30分から午後11時までの間で、各店舗の営業時間内に利用できます。ただし、次の場合は利用できません。

- ①店舗の休業日
- ②システムの点検日、休止日
- ③年末年始の12月29日から1月3日
- ④証明書の交付制限措置を受けている人
- ⑤マイナンバーカード(個人番号カード)を受け取った当日
- ⑥住所変更の手続きで、マイナンバーカードの継続処理を行った当日
- ⑦住所変更の手続き時にマイナンバーカードの継続処理ができていない人
- ⑧戸籍の届出をした人(出生、婚姻、死亡などの届書を提出した人)

- ・①～③および⑤⑥の場合は、翌営業日以降に改めていただくようお願いします。
- ・④⑦の場合は、市民課や安土未来づくり課、税務課(税証明関係)の窓口にお越しください。
- ・⑧の場合は、戸籍や住民票への記載が完了してから利用できます。戸籍に反映されるまでに2週間程度、住民票への反映は1日程度かかります。

Q 3. コンビニ等で証明書を取得するには何が必要ですか？

A 3. 本人のマイナンバーカードです。近江八幡市の場合、マイナンバーカード以外は、コンビニ交付サービスには使うことができません。

Q 4. 発行手数料は、市役所窓口での料金と同じですか？

A 4. 窓口の発行手数料より、1通あたり100円安くなっています。

Q 5. マイナンバーカードはどんなカードですか？

A 5. プラスチック製のピンク色のカードです。表面には、本人の写真、住所、氏名、生年月日などがあります。また、カードの右上に「個人番号カード」と書かれています。裏面には、個人番号が載っていますので、取り扱いにご注意ください。

Q 6. マイナンバーカードを申請していませんが、通知カードや住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

A 6. マイナンバーカードを申し込んでください。申し込みは、ご自身でスマートフォンやパソコン、郵送にて手続きするか、市役所の申請サポート（文化会館にて実施）で手続きしてください。通知カードや住民基本台帳カードは、マイナンバーカードと引き換えて交付します。大切に保管しておいてください。

なお、通知カードは、緑色の紙製のカードで、個人番号が書かれています。住民基本台帳カードは、銀色のプラスチック製のカードで、本人の写真が入っているもの・入っていないものの二種類があります。

Q 7. マイナンバーカードを持っているのに、コンビニ交付サービスを利用できません。

A 7. A 2. の場合以外にも、次の理由が考えられます。

- ・利用者証明用電子証明書がついていない。
- ・入力した利用者証明用電子証明書の暗証番号を誤っている。
- ・誤った暗証番号を3回入力してロックが掛かっている。
- ・利用者証明用電子証明書の有効期限が切れていて、更新手続きが出来ていない。

※ロックが掛かったり、更新手続きが出来ていない場合は、マイナンバー特設窓口でお手続きください。

Q 8. 有効期限とは？どこを見ればわかりますか？

A 8. マイナンバーカードの有効期限は2種類あります。カードの表面をご覧ください。

①カードの有効期限…生年月日の右側に印字されています。

②電子証明書の有効期限…カードの有効期限の下に欄があります。

日付は空白ですが、交付時に手書きされている場合があります。

※電子証明書の有効期限は、カードの発行から5回目の誕生日(もしくは在留カードの期限)までですが、カードの有効期限は、カードが発行されたときのご本人の年齢により異なります。カードが有効期限内でも、電子証明書が期限切れの場合は、コンビニ交付サービス等を利用することができません。

Q 9. マルチコピー機はどうやって使うのですか？

A 9. コピー機にモニターが付いており、証明書を取得する操作手順が表示されます。案内に従って、内容を確認しながら順番に操作してください。

Q 10. 自分のマイナンバーカードで、だれの住民票を取得できますか？

A 10. 本人、同じ世帯の個人、および同じ世帯の方全員の住民票を取得することができます。

Q 1 1. 住民票を取得できませんでした。

A 1 1. A 2. の場合以外にも、次の理由が考えられます。

- ・近江八幡市に住民登録をしていない（住所を置いていない）
- ・同じ世帯の中で、死亡や市外転出があった（除票）

Q 1 2. 印鑑登録証明書を取得できませんでした。

A 1 2. 近江八幡市の印鑑登録証をお持ちですか？コンビニ交付サービスは、近江八幡市で印鑑登録をしている本人の分のみ取得できます。未登録の場合は、印鑑登録をしてください。

Q 1 3. コンビニ交付サービスが始まったら、印鑑登録証は必要ないのですか？

A 1 3. 大切に保管してください。窓口で印鑑登録証明書を交付申請する時（本人の分および代理の方の分）は、証明書が必要な方の印鑑登録証が必要です。提示いただけない場合は、証明書を発行できません。紛失した場合は、窓口で再登録（有料）となります。また、窓口ではマイナンバーカードで印鑑登録証の代用はできません。

Q 1 4. 課税／非課税証明書が取得できませんでした。

A 1 4. 次の理由が考えられます。

- ・前年分の所得が申告できていない（収入が無かった場合を含む）
- ・配偶者や親の扶養に入っている
- ・最新年度以外の証明を希望している
- ・本人のカードで、同じ世帯の他の人の分を取得しようとしている
- ・申告した内容の修正をしている

これらの理由にあてはまる場合は、税務課で手続きをお願いします。その他ご不明なことは、税務課にお問い合わせください。また、最新年度分は、毎年6月1日以降に発行されます。

なお、前年の1月1日時点で、近江八幡市に住所がなかった方は、本市で証明書が発行できませんので、住所を置いていた市区町村にお問い合わせください。

Q 1 5. 近江八幡市に住んでいれば、戸籍謄本／抄本は取得できますか？

A 1 5. 近江八幡市の場合、本籍および住所が近江八幡市にある方のみコンビニ交付サービスで戸籍謄本や戸籍抄本を取得できます。本籍が近江八幡市以外の市区町村にある方は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。なお、住所が変わっても本籍は自動的に変わりません。本籍地が不明の場合は、本籍地が記載されている住民票（記載事項「本籍地有」を選択）を取得して確認してください。

Q 1 6. 相続などの手続きに必要な戸籍が取得できません。

A 1 6. コンビニ交付サービスでは、除籍謄本(婚姻、離婚、死亡などにより、記載されている全員が除かれていることを証明する戸籍)や改正原戸籍(法令などの改正により戸籍の様式や書き方が変更され、使われなくなった古い様式の戸籍)は取得できませんので、窓口で交付申請してください。

Q 1 7. 欲しかった証明書と違う証明書が発行されました。手数料は返金してもらえますか。

A 1 7. 誤った操作による証明書の差替えや手数料の返金はしておりません。改めて操作して取得いただくか、窓口で証明書の交付申請をしてください。

Q 1 8. 取得した証明書の印刷状態が悪くありません。どうすればよいですか？

A 1 8. その場で、すぐに店舗の店員にお申し出いただくと、印刷不良の証明書に無効印を押印して領収書と引き換えに返金されます。

店舗を出た後や後日気付いた場合は、取得した証明書を市役所／支所の窓口を持参ください。ただし、返金や証明書の交換はしておりません。(店舗でも対応しておりません)

Q 1 9. 複数枚で一式の証明書がバラバラで出力されました。

A 1 9. コンビニ交付サービスで取得する証明書は、複数枚で一式の場合でもホッチキス留めされず、一枚ずつ出力されます。証明書のページ番号を確認し、マルチコピー機からの取り忘れや提出漏れ等の無いよう、ご注意ください。

Q 2 0. 窓口で取得する証明書と異なる用紙ですか。

A 2 0. コンビニ交付サービスには、偽造や改ざん防止が施された普通紙が使用されています。
